

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘業務の委託について（業務内容の変更）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部高齢者医療担当課）

事業の概要

事業名	後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘業務
担当課	高齢者医療担当課
目的	現在行っている後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘委託について、事故防止の観点から、業務内容を改善する。
対象者	新宿区における後期高齢者医療制度の被保険者
事業内容	<p>区では、平成 20 年 7 月から現在に至るまで、後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘業務について、下記のとおり委託を行っている（平成 20 年度第 2 回本審議会了承事項）。</p> <p>【現状】</p> <p>時期 : 毎年 4 月 1 日から 7 月 31 日（予定）まで 対象件数 : 約 32,000 件（平成 30 年 6 月 30 日時点の新宿区における後期高齢者医療制度の被保険者数） 封入物 : 賦課決定通知書、納入通知書及び納付書（個人情報あり） その他チラシ類（個人情報なし） 委託内容 : 区から委託先に封入物を渡し、カッティング等の作業を行わせてうえて、指定封筒（窓あき）へ封入及び封緘させ、指定場所へ納品させる。 作業方法 : 指定なし（手作業で行っている） 契約方法 : 入札</p> <p>上記のとおり、現状では、区から氏名、住所等を印字した賦課決定通知書等の封入物を委託先に渡し、封入及び封緘作業を行わせているが、対象件数（新宿区における後期高齢者医療制度の被保険者数）は年々増加しており、より安全な方法で封入及び封緘作業を行う必要がある。</p> <p>昨今は、OMR（シート上のマークを光学的に読み取る装置）等による機械照合や機械集計など、より安全性の高い誤封入防止策が発達している。</p> <p>そこで、個人情報保護をさらに強化するため、平成 31 年度から機械照合や機械集計を用いた業務を組み入れることとし、下記のとおり委託内容及び作業方法を変更する。</p> <p>なお、現状は、区から氏名、住所等を印字した賦課決定通知書等の封入物を委託先に渡しているが、機械照合や機械集計を行うために必要なバーコード等を印字することが、区では技術的に困難である。そのため、印字すべき内容の電子データを委託先に提供し、バーコード等と合わせて封入物への印字を行わせることとする。（資料 46-1 及び資料 46-2 のとおり）</p> <p>【変更後】</p> <p>時期 : 毎年 4 月 1 日から 7 月 31 日（予定）まで 対象件数 : 約 33,000 件（平成 31 年 6 月 30 日の新宿区における後期高齢者医療制度の被保険者数見込み） 封入物 : 賦課決定通知書、納入通知書及び納付書（個人情報あり） その他チラシ類（個人情報なし） 委託内容 : 区から印字内容の電子データを渡し、指定様式に印字をさせて賦課決定通知書、納入通知書及び納付書を作成させる。次に、この作成物を指定封筒（窓あき）へ封入及び封緘させ、指定場所へ納品させる。 作業方法 : 機械照合や機械集計等により封入及び封緘を行う。 契約方法 : 入札 変更なし</p>

**件名 後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別
徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘業務の委託について（業務内容の
変更）**

保有課(担当課)	高齢者医療担当課
登録業務の名称	後期高齢者医療
委託先	プライバシーマークを取得している事業者（入札で決定）
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	《新宿区における後期高齢者医療被保険者に係る情報項目》 住所、郵便番号、氏名、被保険者番号、賦課のもととなる所得金額、所得割率、所得割額、均等割額、算出額（所得割額と均等割額の合計額）、均等割軽減額、限度超過額（算出額と賦課限度額との差額）、所得割軽減額、均等割軽減割合、年保険料額、他自治体分保険料額、新宿区分保険料額、保険料を支払う月数、月割減額（年保険料額のうち、保険料を支払う月数に応じて減じられる金額）、特別徴収対象年金の種類、特別徴収義務者、保険料徴収方法（「特別徴収」「普通徴収」「特別徴収と普通徴収の併用」の別）、当該保険料特別徴収分（4月～翌年2月の各引き落とし額）、当該保険料普通徴収分（各期の金額及び納期限）
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（パソコン及びCD-R又はDVD-R等）又は総合行政ネットワーク（LGWAN）（※） ※…総合行政ネットワーク（LGWAN）に対応した、LGWAN-ASPサービスを利用できる事業者決定した場合のみ利用できるもの
委託理由	対象件数（新宿区における後期高齢者医療制度の被保険者数）は年々増加しており、より安全な方法で封入及び封緘作業を行う必要がある。 昨今は、OMR（シート上のマークを光学的に読み取る装置）等による機械照合や機械集計など、より安全性の高い誤封入防止策が発達している。 そこで、個人情報保護をさらに強化するため、平成31年度から機械照合や機械集計を用いた業務を組み入れることとしたが、機械照合や機械集計を行うために必要なバーコード等を印字することが、区では技術的に困難であり、一括して専門技術を有する業者に委託する必要がある。
委託の内容	区から印字内容の電子データを渡し、指定様式に印字をさせて賦課決定通知書、納入通知書及び納付書を作成させる。次に、この作成物を指定封筒（窓あき）へ封入及び封緘させ、指定場所へ納品させる。
委託の開始時期及び期限	平成31年4月1日から同年7月31日（予定）まで（次年度以降も毎年同時期に、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙）」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 契約履行の間、特記事項（別紙）15に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項（別紙）14に基づき速やかに状況報告をさせる。 3 暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R又はDVD-R等））とパスワード通知書はそれぞれ別の鍵付キャビネットにて保管する。 4 暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R又はDVD-R等））とパスワード通知書の受渡しは、区職員がそれぞれ別の日に手渡し又は配達記録郵便により行う。

	<p>5 区が業務フローを作成し、委託先に共有する。委託先には、共有された業務フローに基づき、業務を行わせるよう指導する。</p> <p>6 次に掲げる時には、双方で「日時、取扱者、情報の内容、数量」を確認書に記録し、区が履歴を追跡できるようにする。</p> <p>(1) 区の職員が暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R 又は DVD-R 等））とパスワード通知書を委託先に提供する時</p> <p>(2) 委託先が封入封緘された通知書等を区の職員に納品する時</p> <p>(3) 委託先がデータ媒体、パスワード通知書を区の職員に返却する時</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 ID 及びパスワード等により、小型システムを操作できる職員を限定するとともに、電磁的媒体（CD-R 又は DVD-R 等）に個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。</p> <p>2 帳票印刷用の個人情報データは共通鍵暗号方式等により暗号化する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 区が業務フローを作成し、委託先に共有する。委託先には、共有された業務フローに基づき、業務を行わせる。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させる。</p> <p>3 区から提供された「住所、氏名などが記載された電磁的媒体」（CD-R 又は DVD-R 等）は施錠できる金庫に保管させる。</p> <p>4 建物、マシン室、データ媒体保管庫への入退室ができる者を特定させ、記録を適正に管理させる。</p> <p>5 区への報告等で個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、暗号化を行い、個人情報データ（電磁的媒体（CD-R 又は DVD-R 等））とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、手渡し又は配達記録郵便で行わせる。</p> <p>6 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備するとともに、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。</p> <p>7 委託先の従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。</p> <p>8 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。</p> <p>9 納品完了後、データを消去させ、データ媒体、パスワード通知書を返却し、データ消去報告書を提出させる。</p> <p>10 次に掲げる時には、双方で「日時、取扱者、情報の内容、数量」を確認書に記録させ、区が履歴を追跡できるようにさせる。</p> <p>(1) 区の職員が暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R 又は DVD-R 等））とパスワード通知書を委託先に提供する時</p> <p>(2) 委託先が封入封緘された通知書等を区の職員に納品する時</p> <p>(3) 委託先がデータ媒体、パスワード通知書を区の職員に返却する時</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>2 委託先の作業コンピュータは、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。</p> <p>3 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる。</p> <p>4 委託先の作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p> <p>5 ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。